

送付資料一覧

- (1) いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について（通知）
- (2) ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について（概要）
- (3) 「保証事業会社による“ゼロ債金融保証”」（周知用）
- (4) いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

【お問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8277

(1) について：経営指導係 在間（内線：24734）

(2)・(3) について：法規係 安達（内線：24756）



	3/6	3/6	

国土建第438号

平成29年3月2日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、熊本地震や台風10号等の災害からの復旧・復興の加速化を図るためには、平成29年1月31日に成立した平成28年度第3次補正予算も含めた今後の公共工事の早期かつ円滑な執行が重要である。

特に、年度末には、資金需要が増大し、建設企業が資金繰りに支障を来す場合も想定されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の早期着手を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証制度について

1. 制度の目的

いわゆるゼロ国債工事等、平成28年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成28年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進する。

2. 対象となる建設企業

いわゆるゼロ国債工事等、平成28年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成28年度内において発注者から前払金が支出されない公共工事を受注した者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

3. 金融保証の対象範囲

当該公共工事の着工に必要な資金で、平成29度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内とする。

ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成29年3月2日

国土交通省土地・建設産業局建設業課

○ 保証事業会社による金融保証の実施

平成28年度第三次補正予算におけるゼロ国債工事等について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うこととする。

* 保証の範囲：平成29年度当初に支払予定の前払金相当額を限度

* 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

【モデルケース】

・ 請負金額 1億円

・ 融資希望額 1,000万円

(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)

・ 融資希望期間 平成29年3月15日から1ヶ月間

・ 保証料 約9,000円 (日歩3厘=年利1.095%)

・ 貸出利息 約18,000円 (年利2.2%と仮定)

⇒ 約3万円(保証料+利息)で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることが可能

	2/6	3/6	
	水	田	

国土建第435号
平成29年3月2日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

平成28年度補正予算におけるいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとしましたので、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二2における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」（以下「負債合計額」という。）に含まれる、経営状況分析の申請者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額（以下「ゼロ債金融保証による借入金」という。）は、負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の8）の余白に「ゼロ債金融保証による借入金 ○○○円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1. により控除することができる金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限りこととする。

〈様式〉

平成 年 月 日

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高証明書

(登録経営状況分析機関)

代表者 ○○ ○○ 殿

○○銀行

○○支店長 ○○ ○○ 印

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在のいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高は、○○, ○○○, ○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高